

# 第10章 食糧 庁

## 第1節 食糧制度の運営

米の生産、流通、消費をめぐる諸情勢の変化や、マラケシュ協定の実施に伴う新たな国際的規律に対応するため、平成6年8月に農政審議会が取りまとめた「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」の趣旨等を踏まえ、平成6年12月に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）が制定され、7年11月に施行された。

この法律に基づく新たな制度では、米の需給及び価格の安定を図ることを基本としつつ、生産者の自主性を活かした稲作の体質強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等を図ることとされている。また、生産調整及び自主流通米価格形成センターが法律上位置づけられた。

9年11月、持越在庫の積み上がり、自主流通米価格の急落等現下の米をめぐる厳しい状況を打開し、食糧法の目的である米の需給と価格の安定を図るため、「新たな米政策大綱」を策定し、これに即して各般の施策を講じてきた。

また、11年10月には「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」が取りまとめられ、需要に応じた米の計画的生産の徹底と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を二本柱とする総合的施策が講じられているところである。

さらに、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において選択した米の関税化の特例措置については、11年4月より関税措置へ切り換えた。

### 1 米穀の需給と生産調整

平成6年産から9年産までの4年連続の豊作により米の全体需給が大幅に緩和し、国産米在庫が積み上がるとともに、自主流通米の価格が急落したこと等から、「新たな米政策大綱」に基づく各般の施策を総合的に推進し、米の生産調整については、国産米在庫量を適正備蓄水準まで縮減することを目指し、10・11年度を生産調整面積は、過去最高水準の96万3千haを実施し、需給バランスの回復に努めることとした。

こうした取組みにより、

- ① 10年産については、新たな米政策の実施による需給改善効果から自主流通米価格が前年産に比べ高い水準となる等需給改善がみられたところである。
- ② しかしながら、依然として国産米在庫が適正水準を上回っていることや11年3月頃から景気低迷等を背景として、自主流通米価格は下落し、11年産の自主流通米形成センターにおける入札が開始されてからも低水準で推移した。このため、生産オーバー分の主食用以外への処理、政府米の販売凍結、12年産は11年産と同規模の生産調整に取り組む等を内容とする「米の緊急需給安定対策」を9月に決定し、需給バランスの早期回復に努めることとした。

### 2 自主流通米の価格形成

新たな米政策大綱において、稲作経営安定対策の補てんの際の基準となる価格や、当年産の価格は、原則として自主流通米価格形成センターの指標価格を用いることとされるなど、自主流通米価格形成センターにおける指標価格が、需給実勢を反映したものとして形成されることが、従来にもまして重要となり、新たな米政策大綱においても自主流通米価格形成センターの米の取引の場としての機能の拡充の必要性が明記された。

これを受けて、平成10年6月に取りまとめられた「自主流通米取引に関する検討会」結果報告書に即して、10年産米から値幅制限方式に代わる新たな入札システムが導入され、この新たな入札システムの下で、11年産については、13回、111万tの入札取引が実施された。

### 3 政府買入米価

食糧法の下では、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことから、政府買入米価については、自主流通米の価格動向その他の米の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米の再生産を確保することを旨として定めることとされている。

このような基本的な考え方を踏まえ、政府買入米価については、需給事情・市場評価を反映させつつ、安

定的な価格運営を図るとの観点から、

- (1) 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により、自主流通米価格の変動率を求めるとともに、
- (2) 生産費調査に基づく米販売農家の生産費の動向の比較等により生産コスト等の変動率を求め、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格(前年産の政府買入米価)に乗じるという方式により算定を行っているところである。

12年産米の政府買入価格についても、この算定方式により算定を行った。

## 第2節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

### 1 需 給

#### (1) 国内産米

ア 平成11年産米の生産目標数量は、平成12年10月末に向けて国産米の在庫水準の適正化を図る観点から、902万tとし、このうち加工用米の作付予定量は24万tとした。

また、平成11年産米の生産調整目標面積は、平成11年産米の生産目標数量を踏まえ、平成11年産米の予想単収を前提として計算をして963千ha、このうち加工用米の作付予定面積は47千haとされた。

○平成11年産米の必要生産量及び生産調整目標面積

生産目標数量	902万t
加工用米生産予定数量	24万t
生産調整目標面積	963千ha
加工用米生産予定数量	47万ha

(注) 生産目標数量は、加工用米の生産予定数量(24万トン)を含む数量である。

イ 平成11・12米穀年度の需給計画は、平成11年3月に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において次のとおり定めた。

○平成11・12米穀年度の需給見通し

平成10年10月末持越在庫	354万t
	(うち外国産米10万t)
平成10年産米生産量	896万t
外国産米	68万t
供給量計	1,318万t
主食用等需要量	955万t
加工用等需要量	92万t
平成11年10月末持越在庫量	271万t
	(うち外国産米10万t)
平成11年産米生産量	902万t
外国産米	72万t
供給量計	1,245万t
主食用等需要量	950万t
加工用等需要量	96万t
平成12年10月末持越在庫量	199万t
	(うち外国産米10万t)

- (注) 1 10年10月持越在庫には、このほか9年10月末に飼料用備蓄とした19万t及び10年10月末に援助用とした13万tがある。
- 2 生産量及び自主流通米の出荷量は、加工用米の生産予定量(平成10年産・11年産とも24万t)を含む数量である。
- 3 主食用等需要量は、主食用のほか、自主流通米で供給されている酒造用及びもち米である。
- 4 加工用等需要量は、加工用、輸入米粉調製品等代替、新規用途及び国際機関、食糧不足国等からの要請に応じ用いられる援助用等である。
- 5 平成11年産米の政府買入数量75万tは、平成11米穀年度の政府米販売が100万tとなることを前提とするものであり、実際の販売が計画未達となった場合の実際買入数量は、計画数量75万tから販売計画未達数量を控除した数量とする。

ウ 平成11年産米は、水稻作付面積は減少したものの、10a当たり収量が前年産を上回ったことから、作況指数101の「平年並み」となったが、生産量は、918万tとなり、計画生産量を上回ることとなった。

エ 平成11米穀年度の期首持越量は、297万tであり、平成10年産政府買入数量は、30万tとなったことから、政府米の供給量は、327万tとなった。一方、販売量は、主食用等販売量が、政府米50万t、自主流通米等437万t(うち酒造用等26万t、もち米17万t)となり、加工用等需要量が、自主流通米(加工用米)23万t及び、食糧援助用として17万tとなった。このほかに、米の緊急需給安定対策による11年産生産オーバー相当分の主食用以外への処理に関し、備蓄運営ルールに基づき、政府国産持越米と交換するために17万tの販売及び国際農業交流・食糧支援基金に10万tの備蓄を行った。

以上により、平成11米穀年度末政府米(国内産)持越在庫量は、233万tとなった。

#### (2) 外国産米

平成11米穀年度のミニマム・アクセス輸入米の需給については、10米穀年度からの持越在庫量は10万t(こ

のほか9年10月末に飼料用備蓄とした19万t及び10年10月末に援助用とした13万tがある)であり、11米穀年度の輸入数量は68万tとなった。一方、販売量は、主食用に、10万t、加工用に、28万t、援助用等に15万tとなった。

このため、平成11米穀年度末ミニマム・アクセス輸入米の持越在庫量は、10万t(このほか9年10月末に飼料用備蓄とした19万t及び11年10月末に援助用とした15万tがある)となった。

## 2 11年産米の出荷

11米穀年度(10年11月～11年10月)の米穀の需給については、9年11月に策定した「新たな米政策大綱」(以下「大綱」という。)に基づく政策推進の効果により、改善傾向にはあるものの、依然として国産米在庫が適正備蓄水準を大幅に上回っている状況にあり、10年産米に引き続き、大綱に基づき、生産調整対策、稲作経営安定対策及び計画流通制度の運営改善の3つを基軸とする総合的かつ実効性の高い対策を着実に実行することにより、主食である米の需給及び価格の安定という、食糧法の目的を達成して行くこととした。

11年産米の出荷は、11年3月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において、計画出荷量については560万t、政府が備蓄運営のため買い入れる米穀の数量については75万tとそれぞれ定めたとある。

ただし、この大綱で確立した備蓄運営ルールを踏まえ、政府が備蓄運営のため買い入れる米穀の数量75万tについては、11米穀年度の政府米販売が100万tとなることを前提とするものであり、実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は、75万tから販売計画未達数量を控除した数量とした。

### (1) 計画出荷申出数量の申出

基本計画で定められた計画出荷数量を基礎として、4月1日から4月30日までの間、生産者から計画出荷米として出荷を予定する数量の申出を受けた。

申出の結果は、計画出荷申出数量の合計532万t(うるち米511万t、もち米21万t)となった。

### (2) 予定計画出荷基準数量の決定

11年産米の都道府県別予定計画出荷基準数量については、大綱に基づく稲作経営安定対策等の施策の推進を図る必要があることから、10年産米と同様に、生産者からの計画出荷申出数量と同数量として各都道府県ごとの予定計画出荷数量(合計532万t)を決定し通知した。

当該通知を受け、都道府県が市町村ごとの予定計画

出荷数量を、市町村が生産者ごとの予定計画出荷基準数量をそれぞれ生産者からの計画出荷申出数量と同数量として決定し通知した。

### (3) 政府売渡申出数量の申出

11年産米の政府買入数量については、過大な政府国産米在庫が自主流通米価格の低下圧力となることを回避する観点から、10年産米に引き続き備蓄運営ルールが適用され45万tと決定した。

また、この政府買入数量45万tの都道府県別政府買入基礎数量の配分は、次のとおり行われた。

一次配分(30万t)——11年11月12日決定。

- 1 17万t：生産オーバー分の処理に関する県別配分どおりに配分
- 2 3万t：1の処理の支援のために配分
- 3 10万t：通常ルール(※)により配分

二次配分(8万t)——11年12月24日決定。

- 1 5万t：12年産生産調整面積の自主的拡大県に配分
- 2 3万t：11年産に関し災害被害を受けた県に配分

三次配分(7万tに、県別の一次配分枠に係る返上分(5,657t)を加えた数量)

——12年1月31日決定。

- 1 6万t：通常ルール(※)により配分
- 2 15,657t：政府米の売渡希望数量が既決定数量に1を加えた数量を上回る県に配分(※県別政府米買入実績80%、県産銘柄別政府米販売実績15%、生産調整面積5%に応じて配分。)

なお、11年産米の政府売渡申出数量の申出期間は、11年11月18日から12月10日までと定めて告示をし生産調整実施者からの政府売渡申出数量の申出を受け、また都道府県別政府買入基礎数量の二次配分及び三次配分に基づく政府売渡変更申出数量の変更申出を受けて、各都道府県ごとの予定政府買入数量、また各都道府県ごとの予定政府買入数量の変更数量をそれぞれ決定し、都道府県合計で45万tを通知した。

### (4) 予定計画出荷基準数量の変更

出来秋において、生産者による予定計画出荷基準数量の変更の申出及び当該変更申出に基づく予定計画出荷基準数量の変更を実施し、その結果、5県について都道府県別予定計画出荷数量の変更が該当(1県についてうるち米20tの増加変更、4道県についてもち米1,315t増加変更)した。

なお、都道府県別予定政府買入数量の都道府県間調整は行わなかった。

表1 平成11年産米の最終出荷数量

(単位：玄米 t)

都道府県	政府米	自主流通米	合 計
全 国	449,197	4,272,382	4,721,579
北 海 道	100,152	408,666	508,817
青 森 県	30,936	183,752	214,688
岩 手 県	20,396	207,630	228,026
宮 城 県	16,867	259,454	276,321
秋 田 県	43,133	368,263	411,396
山 形 県	27,276	277,115	304,391
福 島 県	10,523	198,519	209,042
茨 城 県	15,556	113,819	129,375
栃 木 県	17,763	182,217	199,980
群 馬 県	5,485	15,203	20,688
埼 玉 県	6,566	35,185	41,751
千 葉 県	5,606	123,909	129,515
東 京 都	0	50	50
神 奈 川 県	250	2,902	3,152
新 潟 県	31,909	371,194	403,103
富 山 県	9,957	144,853	154,810
石 川 県	6,393	82,747	89,140
福 井 県	3,716	98,073	101,789
山 梨 県	300	4,283	4,583
長 野 県	9,029	101,939	110,968
岐 阜 県	1,500	43,710	45,210
静 岡 県	736	14,658	15,395
愛 知 県	6,712	39,004	45,716
三 重 県	4,757	48,887	53,645
滋 賀 県	6,786	111,897	118,683
京 都 府	2,414	27,918	30,332
大 阪 府	106	2,426	2,532
兵 庫 県	4,972	84,621	89,593
奈 良 県	2,778	9,759	12,537
和 歌 山 県	272	2,885	3,157
鳥 取 県	1,335	38,446	39,781
島 根 県	3,260	54,391	57,651
岡 山 県	4,085	69,441	73,526
広 島 県	5,249	58,994	64,243
山 口 県	7,469	55,959	63,428
徳 島 県	30	20,580	20,610
香 川 県	2,763	36,420	39,183
愛 媛 県	2,312	22,945	25,257
高 知 県	662	17,144	17,806
福 岡 県	5,006	90,777	95,783
佐 賀 県	4,357	83,231	87,588
長 崎 県	2,400	14,210	16,610
熊 本 県	8,500	65,077	73,577
大 分 県	3,100	24,909	28,009
宮 崎 県	1,945	28,653	30,598
鹿 児 島 県	3,878	23,269	27,147
沖 縄 県	0	2,398	2,398

(5) 計画流通米の最終出荷数量

11年2月末で計画出荷基準数量及び政府買入基準数量の確定を行い、自主流通米及び政府米の売渡し等の期限である12年3月末日まで出荷がなされた。

11年産米の計画流通米（自主流通米及び政府米）の最終出荷数量は、472万t(自主流通米427万t、政府米45

万t) となった。

なお、各都道府県の計画流通米の最終出荷数量は、表1のとおりである。

(6) 出 荷 対 策

11年産米の出荷については、本年が10年産米に引き続いた大綱の推進2年目に当たり、大綱に基づく稲作経営安定対策、計画流通制度（備蓄運営ルール）等の施策の着実な推進を図る必要があったこと等から、生産現場への周知活動の徹底、出荷手続きの運用及びその結果に即した的確な出荷への対応を関係者と連携の下に実施した。

3 販 売

政府米の販売

政府米の販売方法については、計画流通制度の運営改善の一環として、増大した自主流通米の在庫量を減らし、市場の安定を図る観点から、備蓄運営ルールを前提に、販売対象銘柄を限定するなど自主流通米の販売との連携を図ってきた。

この結果、11米穀年度における国内産政府米の販売量は、自主流通米との連携を図った結果、主食用50万tと11年産生産オーバー分の主食用以外の処理に伴う販売17万tの計67万tとなった。

また、加工用の販売実績は28万t（全量外国産米）となった。

4 米穀の自主流通制度

(1) 概 要

自主流通制度は、食糧管理法の枠内で政府を通じない米穀の流通の途を開き、市場原理を導入することにより消費者のニーズに応ずる米穀の流通を図るという意図の下に、昭和44年産米から発足した。

食糧管理法下における自主流通制度は、①消費者にとっては食味の良い米を選択して購入でき、②生産者にとっては政府に売るよりも高い手取り価格が実現できるというメリットをもっており、各種の助成措置の下、関係者の意欲的な取組みもあって年々増加した。

平成7年11月から施行された主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、自主流通米が米流通の主体として制度上位置付けられ、政府米は備蓄の運営とミニマム・アクセスの運用のための機能に限定された。

また、自主流通米の価格の形成に当たっては、需給実勢や品質評価を的確に反映するとともに、より一層透明性の確保された価格が形成されるよう、自主流通米の価格形成施設（その運営主体として自主流通米価

格形成センターを指定)が制度上位置づけられた。

自主流通米助成については、2年産米より通年販売促進費は通年計画販売促進費に、良質米奨励金は自主流通対策費に組み替えを行った。

10年産米については、自主流通米計画流通対策を廃止し、新たな米政策大綱に基づき、稲作経営安定対策、稲作経営安定資金運営円滑化対策を実施することとした。

11年産米については、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱に基づき、12年産米からの稲作経営安定対策の臨時応急的措置のうち、特別支払を前倒し、実施することとした。

## (2) 自主流通米の流通実績

ア 10年産米については、10年3月策定の米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、その出荷数量を459万tとして計画したところであるが、実績については、435万t(主食用うち米369万t、酒造用等26万t、もち米17万t、加工用米23万t)となった。

販売量については、448万tと計画したところであるが、政府米との連携を図った結果、460万t(主食用うち米394万t、酒造用等26万t、もち米17万t、加工用米23万t)となった。

この結果、11米穀年度末には、22万tを翌年度に持ち越した。

イ 11年産米については、11年3月策定の米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、その出荷数量を485万t(加工用米の生産予定量24万tを含む)と計画したところであるが、その実績については約472万t(主食用うち米408万t、酒造用等22万t、もち米18万t、加工用米24万t)となった。

ウ 自主流通米の価格については、透明性・公平性が確保され、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価が的確に反映された価格を形成する必要があることから、自主流通米価格形成センターにおいて入札取引が実施されている。

11年産自主流通米の入札取引の仕組みは、10年産同様値幅制限方式に代わる新たな入札システムの下で行われた。

- ・ 入札回数は年12回以上(毎月1回以上)、各回とも前場・後場の2度の入札機会を設定。(従って入札機会は延べ24回以上)
- ・ 落札方式は、売り手が希望価格の申出を行うことができることとし(前年産最終3回の平均指標価格を上回ってはならない)、買い手は、1銘柄について2つの値札を入れることができることとした。
- ・ 入札参加者の売り手は、第1種・第2種登録出荷

取扱業者とした。

- ・ 上場数量は、調整する機会を年2回以上設け、希望上場の要件も緩和。
- ・ その他、自主流通米価格形成センターは価格の著しい上昇や低下を回避し円滑かつ安定的な価格形成を行うため、必要な措置を講ずることとしている。なお、受渡し時期については、10年産は暫定的措置として、翌々月末までとされていたが、11年産から翌月末までとされた。また、10年産で行われなかった超早場米(8月10日までに受け渡される自主流通米)の入札取引を試行的取引の特例として入札取引を行なった。

11年産米の入札取引の価格動向については、

- ・ 景気低迷の影響により消費者・実需者の低価格志向が強まっているなか、8月末に行われた通年玉の入札取引は、作況が豊作基調であったことや高温障害・台風被害等による米の品質に問題があったことから前年産通年平均の指標価格(18,508円)と比べて平均で約7%、前年同月の指標価格(19,748円)と比べて平均で約10%の下落スタートし、第5回入札取引では、指標価格が17,000円を割り込む結果となった。
- ・ しかし、9月に決定した「米の緊急安定対策」等による需給改善効果が徐々に現れ、1月まで価格は横ばいで推移した。
- ・ 1月は低価格銘柄の上場数量が多かったこと等により価格はわずかに低下したものの、2月には自主流通米の販売は回復の兆しを示し、3月以降、前年を上回る状況となっており、価格についても、わずかながら上昇傾向で推移した。

## (3) 自主流通助成措置

11年産米に対する助成の概要は、次のとおりである。

### ア 稲作経営安定資金助成金

生産者の拠出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための補てん金を交付することとし、11年度において92,699百万円の予算措置を講じた。

### イ 稲作経営安定資金運営円滑化対策費

稲作経営安定対策の運営の円滑化を図るため、自主流通米の販売調整に要する経費等について自主流通法人に助成を行うこととし、11年度において24,970百万円の予算措置を講じた。

## 5 加工用米

### (1) 制度の導入

他用途利用米制度は、生産調整の一環として昭和59年度に導入され、加工原材料用米穀の供給の主体をなしてきたところであるが、その価格、流通のあり方について、

- ① 生産者サイドにおいては、その価格水準が低いことに不満があるとともに特にミニマム・アクセス受け入れに伴いその忌避感が強くなっていること
- ② 需要者サイドにおいても他用途利用米の安定的供給が確保されないという不満があること等の意見が出されることとなった。

このため、8年産米以降については他用途利用米制度を廃止し、生産者団体が関係需要者団体と協議の上、国内産としての需要が見込まれ、かつ一定水準の販売価格が期待できる酒造用等について、契約栽培的な手法により生産・供給する加工用米制度が発足した。

### (2) 制度の位置づけ

- ① 8・9年産米については、他用途利用米のように転作カウントとせず、加工用米の生産予定数量に相当する面積をあらかじめ生産調整対象水田面積から控除し、その流通については、自主流通米の一部として供給することとなった。
- ② 10・11年産米については「緊急生産調整推進対策」において、加工用米の生産を生産調整の実績参入の対象とすることとなった。
- ③ 12年産米についても「水田農業経営確立対策」において、引き続き生産調整の実績算入の対象とすることとなった。

### (3) 生産予定数量

11・12年産については、生産者団体及び需要者団体双方の協議により24万t(うち22万5千t。もち1万5千t)とすることで合意された。

## 6 米穀出荷取扱業者制度

食糧法において、米穀の出荷取扱業者は、計画流通制度下の自主流通米・政府米について、生産者からの売渡し又は売渡しの委託を受ける、自主流通法人への集積を行う、政府への売渡しの代行を行う等の業務を通じて、米穀の需給の安定を図るという重要な役割を担うものである。

また、計画流通制度の下で競争原理の導入による意欲と能力のある者の参入により、流通の活性化及び生産者の選択の幅の拡大を図るため、本出荷取扱業については、「登録制」(都道府県単位)を採っており、次

に掲げる要件を充足する者であれば誰でも参入できることとしている。

なお、現在の流通実態からみて、計画流通制度の実効性を確保するために適切であるとの判断から、本出荷取扱業については、生産者から計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う「第1種出荷取扱業」と、第1種登録出荷取扱業者から計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受け、一定のロットへの取りまとめを行う「第2種出荷取扱業」に区分している。

### (1) 出荷取扱業の登録要件

適法要件、資力信用要件のほか、次の要件を充たしていることが必要である。

#### ア 第1種出荷取扱業

- (ア) 米穀を保管する倉庫を権原に基づいて利用できる者であること。
- (イ) 出荷契約を締結している申請に係る都道府県の区域内の米穀の生産者の数が10人以上であること。
- (ウ) 売渡し又は売渡しの委託を受ける当該年産の計画出荷米の数量が20t以上であること。
- (エ) 申請に係る都道府県の区域内の第2種登録出荷取扱業者もしくは第2種出荷取扱業の登録を受けようとする者又は自主流通法人もしくは自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

#### イ 第2種出荷取扱業

申請に係る都道府県の区域内の第1種登録出荷取扱業者又は第1種出荷取扱業の登録を受けようとする者及び自主流通法人又は自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

### (2) 出荷取扱業の有効期間等

#### ア 有効期間

出荷取扱業の有効期間は、第1種出荷取扱業、第2種出荷取扱業とも3年とされている。

#### イ 登録期日

登録の期日は、当該登録の有効期間の満了前に出荷取扱業を廃止しようとする者から当該出荷取扱業を譲り受けて引き続き当該出荷取扱業を行おうとする者に係る登録を除き、6月30日(沖縄県の区域に係る登録にあつては5月31日)としている。

### (3) 出荷取扱業の登録状況

出荷取扱業の登録は、平成8年6月30日を初回として実施し、以降、毎年6月30日に新規の登録申請者に係る登録を実施しており、その状況は表2のとおりとなっている。

表2 出荷取扱業の登録状況

	第1種出荷取扱業 (うち更新) (うち新規)	第2種出荷取扱業 (うち更新) (うち新規)
8.6.30現在 登録者数	3,296 ( - ) ( - )	86 ( - ) ( - )
9.6.30現在 登録者数	3,127 ( - ) ( 12)	88 ( - ) ( 2)
10.6.30現在 登録者数	2,912 ( - ) ( 9)	88 ( - ) ( 0)
11.6.30現在 登録者数	2,641 (2,584) ( 38)	87 ( 84) ( 1)
12.6.30現在 登録者数	2,520 ( 9) ( 15)	86 ( 2) ( - )

(注) 第1種登録出荷取扱業者について純増していないのは、JAの合併、業の廃止等の理由による。

### 7 米穀販売業者制度

食糧法においては、米穀の販売業者が消費者に対し、その需要的確に対応し、米穀を安定的かつ円滑に供給するためには、適正な販売活動を確保することが極めて重要であることから、米穀の流通を担う者としての位置付けを法律上明確にされている。

また、計画流通制度の下で意欲と能力のある者の参入により、流通段階の活性化と消費者の選択の幅の拡大を図るため、計画流通米の販売業について、次に掲げる登録要件を充足し、意欲と能力のある者であれば誰でもが参入できる登録制としたところである。

#### (1) 販売業の登録要件

卸売業、小売業とも遵法要件、資力信用要件のほか次の要件を充たしていることが必要である。

ア 卸売業は、

(ア) 袋詰精米を製造するためのとう精施設を権原に基づき利用できること。

(イ) 計画流通米の年間販売見込数量が、4,000精米t(ただし、登録卸売業者が他の都道府県で登録を受けようとする場合は、400精米t)以上であると認められること。

イ 小売業は、米穀の販売のための売場その他の常設の事業所を権原に基づき利用できること。

#### (2) 販売業に対する流通規制の緩和

米穀の流通経路の多様化・弾力化が図られ、新規参入の促進を通じて競争原理の導入、商活動の活性化が図られるよう、平成12年度に、従来、年2回であった

登録の申請機会を、申請は随時受け付け、登録は毎月行うように食糧法施行規則の改正が行われた。

#### (3) 販売業の登録状況

食糧法に基づく販売業の登録状況は表3のとおりとなっている。

表3 販売業の登録状況

	卸 売 業		小売業者 の販売所
	数量要件 4,000精米 t以上	数量要件 400精米 t以上	
登録申請前	275		93,160
8.6.15	339	延べ 766	175,973
9.6.30	346	延べ 926	183,770
10.6.30	359	延べ 1,095	188,387
10.12.28	370	延べ 1,171	190,078
11.6.30	383	延べ 1,250	154,134
11.12.28	388	延べ 1,262	157,285
12.6.30	391	延べ 1,232	158,420

(注) 登録申請前の業者数は、平成7年6月1日現在である。

#### (4) 精米表示

精米表示については、農産物検査の結果を的確に反映することにより、米穀の公正かつ適正な流通を確保するとともに、消費者が精米を購入する際の判断材料を提供するという役割を担っている。

食糧法においては、精米表示の役割が適切に果たされるよう、表示内容について消費者に分かりやすいものとするとともに、表示と内容の一致について消費者の一層の信頼を確保する等の観点から定められたところであり、その内容は以下のとおりである。

なお、現在、登録販売業者等については、下記のように食糧庁が定めた精米表示基準により、精米表示を行っているが、平成11年7月22日に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和25年法律第175号以下「JAS法」という。)の一部が改正され、一般消費者に販売される全ての飲食料品についてJAS法に基づく品質表示基準が義務付けられた。

米についても、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」が定められ、同基準が平成12年3月31日に告示され、容器に入れ又は包装された玄米及び精米の表示については平成13年4月1日から適用されることとなっている。

#### ア 表示方法

登録販売業者等に対し、消費者向け袋詰精米について、食糧庁が精米表示基準を定め、全国統一的に実施。

#### イ 表示項目

「品名」(うるち, もち, 胚芽精米の別), 「原料玄米」, 「正味重量」, 「精米年月日」, 「販売業者名又は精米工場名」を一括して表示。

ウ 原料玄米の表示の原則

- (ア) 原料玄米の表示は、認証又は確認を受けることを前提に、産地・品種・産年のいわゆる三点セット表示を基本。
- (イ) 原料玄米の表記の単位は、原則として10パーセント単位。
- (ウ) ブレンド米(複数の産地・品種・産年の米穀を原料とした精米)については、
  - a 「複数原料使用」, 「多数原料使用」又は「ブレンド(米)」と記載。
  - b かつこ書で使用割合の多い順に可能な範囲で三点セットの全部又は一部及び使用割合を認証等を受けて記載。
  - c 単に「複数原料使用」, 「多数原料使用」又は「ブレンド(米)」と記載できるものとするが、この場合は認証等は不要。
- (エ) ブレンド米以外の精米については、「単一銘柄」と記載可。

エ 未検査米の表示

原料に未検査米を使用した場合の原料玄米の表示は、「国内産未検査米」又は「外国産未検査米」と表示。

オ 外国産米の表示

原料に検査を受けた外国産米を使用した場合の原料玄米の表示は、「産地・品種」欄に「産地国(地域)名」を記載し、「産年」については、輸出国の公的機関等による証明に基づき記載。

カ メリット表示

一括表示項目の欄外で、消費者にアピールすることを目的として、一括表示の内容以外の精米に関する情報を記載する場合の表示(メリット表示)については、一括表示の内容と関連する事項については当該内容と矛盾しない表示を付するものとし、一括表示の内容と直接関係のない事項については虚偽または誇大と認められる表示は不可。

キ 精米表示認証・確認制度

- (ア) 第三者機関である表示認証機関(財団法人日本穀物検定協会)又は小売業者の同業組合(表示確認組合)等が精米の表示と内容の一致を認証・確認。
- (イ) 認証・確認された袋詰精米には、認証・確認マークを貼付。

『食糧庁精米表示基準に基づく表示』

<表示例>

◎ 単品の場合

食糧庁精米表示基準に基づく表示				
品 名	精 米			
原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	○年産	□ヒカリ	▲年産	100%
正味重量	5 kg			
精米年月日	10.10.1			
販売業者名 又は 精米工場名	○○米穀卸株式会社 □□県○○市△△町▽▽ ×-× TEL ○○○(△△△)▽▽▽			

(認証マーク又は確認マークが必要)

◎ ブレンド米の場合(原料玄米欄を抜粋したもの。他の表示項目は単品の場合と同じ。)

	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	○年産	□ヒカリ	△年産	30%
	●年産	■ヒカリ	▲年産	30%
		その他		40%

(認証マーク又は確認マークが必要)

	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	ブレンド(米)			
	例1 (○県産	□ヒカリ	50%)	
	例2 (■県産	■ニシキ	▲年産	50%)

(認証マーク又は確認マークが必要)

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	ブレンド(米)			

(認証マーク又は確認マークは不要)

・「ブレンド(米)」のほか「複数原料使用」又は「多数原料使用」の表示可。

『認証・確認マーク』



(認証マーク)



(確認マーク)

(注) 表示確認組合により確認マークのデザインは多少異なります。

8 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

米の消費拡大については、我が国の風土・資源に適した食糧である米を中心とした日本型食生活を広く維持・定着させていくとともに米の需給均衡を図ることを基本として、各般にわたる施策を講じて強力に推進している。

(2) 米の消費拡大のための施策

ア 中央における需要拡大宣伝事業の実施



中央においては、備蓄米需要促進特別対策及び健康的な食生活を維持するためのごはん食についての正しい知識の普及及び啓発活動を実施した。

(7) 備蓄米需要促進特別対策の実施

平成5年産米の凶作の経験などを踏まえ食糧法に位置付けられた米の備蓄制度を円滑に運営するため、関係団体と連携を取りつつ次の事業を実施した。

a テレビCM, 雑誌, ポスター等によるPR

タレントの天田貴子をイメージキャラクターとし、主婦を中心とした一般消費者を対象に、備蓄制度や低温保管の周知等を通じた備蓄米「たくわえくん」のPRを実施

b たくわえくんファンクラブ活動

料理講習会や低温倉庫の見学会の開催を通じ、継続的な購入の呼びかけを実施

(i) ごはん食の普及・啓発活動

全国米穀協会等に委託して、次の事業を実施した。

a 医師・栄養士等専門家の協力を得たお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動

b 消費者団体等を通じたごはん食の啓発活動

c 啓発、宣伝事業用の各種資材の作成、提供

d 小・中学生（小学生は5・6年生を対象とする）、高校生及び料理学校生徒等を対象としたヤング・ライスクッキング・コンテストの開催等

イ 地域米消費拡大対策事業の実施

都道府県、市町村段階の地域に密着した多角的な米消費拡大運動を引き続き実施するとともに、生産者団体等が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業（お米ギャラリーの情報提供機能の充実、稲作体験活動等のお米・ごはん食推進事業、備蓄米の店頭試食キャンペーン等の備蓄制度円滑化推進等）を実施した。

(3) 食生活指針とごはん食の推進

平成12年度における米の消費拡大、すなわち「ごはん食の推進」については、「食生活指針」で求められた健全な食生活の実現や食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上を図る上で極めて重要な課題となっていることから、健康、栄養面の有用性に重点を置き、お米・ごはん食の一層の推進を図るため、次の取組を中心に進めていくこととしている。

a 従来に増して健康面を重視した立場から医師、栄養士等との連携の強化

b 欠食頻度の高い朝ごはんをきちんと食べる運動の推進

c ダイエット・簡便志向の強い若い女性と次世代

の米消費を担う子どもへの働きかけを重点化

d ごはんと相性の良い魚や関連食品等との一体となった取組み

9 学 校 給 食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

11年5月現在における学校給食の実施状況は表4のとおりである。

表4 学校給食実施状況

区 分	学校数		児童・生徒数	
	校	%	千人	%
完 全 給 食	32,417	( 87.2)	10,341	( 86.7)
補 食 給 食	477	( 1.3)	66	( 0.6)
ミ ル ク 給 食	1,849	( 5.0)	669	( 5.6)
計	34,743	( 93.4)	11,076	( 92.9)
未 実 施	2,441	( 6.6)	850	( 7.1)
総 計	37,184	(100.0)	11,926	(100.0)

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、長期的にみて児童・生徒の食習慣が将来の我が国の食生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、米を中心とした日本型食生活の定着に寄与するものと考えている。

このような考え方に立って、米飯学校給食については、51年度から政府助成を行うこと等により、週3回程度の実施を目標として計画的に推進している。

11年度の学校給食用米穀（政府米）の値引率については、食料政策上の必要性、米飯給食の普及状況、財政負担等を総合的に勘案し、

新規実施校	10%
週3.0回以上実施計画校	10%
その他の学校	—%

とした。

また、元年から生産者団体等が一定のルートで自主流通米等を学校給食用に供給する場合には、政府助成（11年度政府米値引相当額の95%）を実施している。

なお、学校給食用米穀の値引措置については、現行手法による米飯給食推進に限界があること等から、平成9年6月3日に閣議決定された「財政構造改革の推

進について」において廃止の方向で見直すこととされ、同年11月に策定された「新たな米政策大綱」において段階的に廃止することとし、11年度をもって廃止した。

このため、11年度においては、政府米の値引措置に代わる新たな視点に立ち、学校給食用パン製造業者等及び学校設置者が行う炊飯設備等整備の経費の一部補助、米飯弁当持参校に対する保温庫の設置、各地方自治体の創意工夫に応じた米飯給食拡充策への支援、米飯給食用食器等の購入・配付支援、転作物の米飯給食への利用方策についての検討会等への支援を行うとともに、備蓄制度の理解促進のため学校給食用備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進している。

11年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の99.2% (51年5月36.2%)
- ② 対象児童・生徒数は、99.5% (51年5月30.9%)
- ③ 週平均実施回数2.7回 (51年5月0.6回)
- ④ 週3回以上実施している学校は、76.9% (51年5月7.0%)

となり、着実に普及している。

## 10 水田を中心とした土地利用型 農業活性化対策大綱

### (1) 対策構築に至った背景

これまでの水田農業をめぐる状況を見ると、米が供給過剰となりがちである一方、水田における麦・大豆・飼料作物等の生産が定着・拡大しないため、米と他作物とを適切に組み合わせた安定した水田農業経営が確立できず、また、自給率も向上しないという問題があった。

このような状況を克服し、食料・農業・農村基本法に即し、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展等を着実に推進するため、需要に応じた米の計画的生産と水田を有効利用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大を図り、もって、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図るため、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を平成11年10月29日策定した。

本対策は、① 需要に応じた計画的生産を徹底するとともに、② 米の作付けを行わない水田を有効に活用して、麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を推進することにより、安定した水田農業経営を確立するための対策であり、その概要は以下のとおりである。

### (2) 地域における水田農業振興

#### ① 水田農業振興計画の策定

主産地形成に向けた取組みを行う地域において、5年間の水田農業振興計画（麦・大豆等の作付面積の拡大、団地化・担い手への土地利用の集積、水田高度利用等に関する計画）を策定する。

#### ② 関連施策の重点実施

適切な水田農業振興を策定した地域に対し、麦・大豆・飼料作物の生産のための基盤整備、機械・施設の助成、技術経営指導等を重点的に実施する。

#### (3) 水田における米の需要に応じた計画的生産

常に米の需給均衡を図ることが、米の価格の安定にとって必須であるとともに、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大にも資することから、次のような対策を講ずる。

##### ① 需給計画の策定方法

毎年の需給計画の策定に当たっては、需給状況を踏まえて的確に策定する。

##### ② 作況変動等に対する対応

豊作時の対応として、調整保管に代わる生産者団体の主体的対応として生産オーバー分を主食用以外に処理する方式を導入する。

##### ③ 計画的生産の推進方法

産地ごとに価格・販売動向等を踏まえた生産販売戦略（販売可能数量）と連動した米の計画的生産を円滑にかつ的確に推進するため、生産調整目標面積（ネガ）でなく、米の生産数量・作付面積（ポジ）に関するガイドラインを配分する。

#### (4) 水田における麦・大豆・飼料作物等の 本格的生産

米の作付けを行わない水田を有効に活用して、麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を定着・拡大していけるようにするため、従来の転作奨励金を廃止し、新たな助成システムを構築する。

この助成システムは、5年ごとに見直すものとする。

##### ① 経営確立助成

ア 麦・大豆・飼料作物の本格的生産には、地域ぐるみでの主産地形成に向けた取組みの下で、

(ア) 作付けの団地化や担い手への土地利用集積

(イ) 基本的な栽培技術の実施

等が必須であり、こうした要件をみたすことを前提として助成措置を講ずる。

イ 水田農業振興計画に位置付けられたその他の土地利用型作物（麦・大豆・飼料作物を除く一般作物）についても、アの(ア)の要件の下に一定の助成措置を講ずる。

ウ また、麦・大豆・飼料作物のいずれかを含めた水田高度利用（1年2作等）などの収益性向上に向け

た取組み（1年2作に匹敵する機械の効率的利用等を行う取組みを含む）に加算を行う。

（基本助成）

種 類	麦・大豆・飼料作物	水田農業振興計画に位置付けられたその他の土地利用型作物 (そば等の一般作物)
基本助成(注)	40千円/10a	20千円/10a

(注) 当初2か年は、作付けの団地化・土地利用の担い手への集積に関し、やや簡易な要件の「種類」も設定し、その場合の単価は麦・大豆・飼料作物にあっては30千円/10a、その他の土地利用型作物にあっては10千円/10aとする。

（加算）

水田高度利用等加算	10千円/10a
-----------	----------

② とも補償

生産者の拠出による「とも補償」（国も助成）については、

ア 従来の水田面積当たりでなく、水稻作付面積当たりの拠出に変更する。

イ 対象作物、作物ごとの単価について、全国一律ではなく、地域の自主性が発揮できる仕組みに変更する。

ウ 地域への交付基準の中で、作物ごとの拠出・交付バランスの改善（特例作物）と調整水田等の不作付けへの交付基準の見直しを行う。

（地域への資金の交付基準）

算 出 基 礎	算出単価
ア 生産調整実施面積から実績算入を除いた面積（なお、調整水田については当該面積を2/3に、その他の不作付面積については当該面積を1/3に換算する）	10千円/10a
イ 土地利用型作物作付面積	10千円/10a
ウ 米の計画的生産の達成地区の生産調整実施面積（実績算入及びその他の不作付面積を除く）	3千円/10a

（算出基礎それぞれに単価を乗じ、それを合わせた額を地域に交付）

③ 推進体制等

ア 市町村等の地域において、行政、生産者団体、出荷取扱業者、農業委員会等の関係者からなる水田農業推進協議会を設置し、一体となって水田農業経営の確立を推進する。

イ 麦・大豆・飼料作物の本格的生産を進めるため、新品種の開発・普及、生産組織の育成、担い手への土地利用集積の促進、農業共済の充実、表示の的確な実施等を積極的に推進する。

ウ 全国レベル、県レベルで推進体制を整備し、先進技術の提供・優良事例の紹介等、きめ細かな対応を推進する。

(5) 米政策の運営

① 備蓄水準の適正化

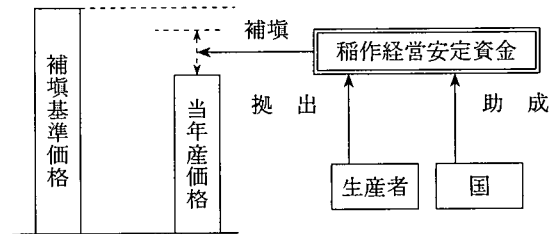
過大な政府国産米在庫が自主流通米の価格低下圧力となることを回避するため、備蓄運営ルールにより備蓄水準の適正化を推進する（在庫水準が適正水準を上回っている場合には、政府米買入数量が政府米販売数量を下回るように設定する）。

② 稲作経営安定対策

ア 本対策の仕組み

(ア) 補填基準価格は、産地品種銘柄ごとに過去3か年の自主流通米価格の平均価格（3か年移動平均）である。

(イ) 計画的生産実施者によって出荷される米を対象としている。



（※稲作経営安定対策に加入するためには、米需給安定対策にも加入することが必要。）

イ 進捗状況

11年産米について、稲作経営安定対策の加入状況は数量ベースで計画出荷米出荷量の約88%となった。また、このうち、数量ベースで約100%が補てんの対象となった。

全体の資金状況については、生産者拠出229億円、政府助成688億円、10年産からの繰越資金残高666億円により、合計1,583億円の資金を造成し、このうち補てん金844億円、特別支払額105億円を交付し、12年産への繰越資金残高が634億円となっている。

ウ 平成12年産米の対応

制度発足2年目であり、枠組みの見直しにはデータ等の蓄積が必要であるが、当面次のような臨時応急的措置を講ずる。

(ア) 相当の繰越資金がある者についての措置（1年分以上の繰越資金がある者）

(a) 補てんの充実（補てん基準価格の1%相当額以内）

(b) 選択による翌年産の生産者拠出の軽減（2%と